

仙台社会保険病院、宮城社会保険病院ならびに東北厚生年金病院の
機能維持の存続を求める件

政府は、年金制度改革をめぐる議論を踏まえ、年金福祉施設等を譲渡または廃止することを目的とする独立行政法人「年金・健康保険福祉施設整理機構」を平成17年10月に5年を期限として設置し、全国63カ所の社会保険病院・厚生年金病院の年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）への移管を実施し、平成22年10月を目途に適切な譲渡先を検討する方針が定められました。

仙台社会保険病院、宮城社会保険病院ならびに東北厚生年金病院は、仙台市の北部、南部、東部に位置し、医療ネットワークを形成しながら各病院の特殊性を生かし、設立以来地域に密着した公的な医療機関として地域医療に貢献し、必要不可欠な存在となっています。

よって国会及び政府におかれては、地方公共団体の意見を尊重され、仙台社会保険病院、宮城社会保険病院ならびに東北厚生年金病院がこれまで果たしてきた地域医療に対する役割に十分留意され、現在病院が持つ高度な医療機能を引き続き維持できるよう必要な措置を講じられることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 野 田 讓